

この記録によれば、地震は十一月四日、五日の二日間大ゆれがあり、折から西南から地鳴りの音が聞こえ、村中残らず戸外へ飛び出し、小屋掛けをしていた。夜間は徳島市内の大火で東の空が赤く染まっている。家も全壊・半壊あるいはおぶた（家の下のこと）が落ちた等と書いてある。「馬けがなし」ともあり、人に死傷は少なかったのだろうか。しかし、「有難し」を繰り返して書いてあることで、どんなに恐ろしい出来事であったかが想像できる。

二、水 害

川田三千石の裏を返せば水が多いということである。地名にも、瀬津・瀬詰・落久保・流などの水に關係したものが多くある。川田川・吉野川とともに暮らしたわが町は、古くから、水に生き、水に悩まされたものである。

1、川田川の災害

昔、川田川はどう流れていたか。今の鉄道の南を東に流れていたものが、しだいに北を流れるようになり、湯立の北を東にまわって鉄道北を東へ流れ、蜚川となって吉野川へ注いでいた。蜚川には渡船場もあった。文政十一年（一八二八）、今のよう吉野川に直流させようとした。この時川田側に長大な堤防を築いたので、湯立はますます危険にさらされることになり、そのために住民は反対運動を起こした。この先頭に立ったのは、湯立の石川又三郎で、部落民自治会」とともに徳島にある藩の役所へ押しかけようとしたが、取り押えられて入牢させられた。これが有名な長土手事件である。

(1)川田川決壊状況

昭和五十一年九月 台風一七号により川田川中央橋上下流西岸が一〇〇メートルにわたって激流にえぐられ、決壊状態が発生。
(一九六七)

(2)水害予防組合

本町の南沿いにある山脈、そこから流れ出る谷川の数々、それが集まって川田川となり、川田川は本町の北を流れる吉野川に入る。この山と川はそこに住むわたしたちの先祖に限りない恵みを与え、現在も与えつつある。

しかし、一方でこれらの山川は非常な災害を我々に与えた。山崩れであり、洪水であった。ここでは、洪水の被害をどのようにして食い止めたかを、水害予防組合によって試みる。

住民は一方で水を利用して増産を図り、また一方では水の被害を最少限度に押えようと、その時代時代で非常な努力をしている。

水の利用は池であり、用水路の建設であった。用水路が藩の協力の下に建設されたのは、弘化元年（一八四五）ころの翁喜台用水（現川田東土地改良区）、嘉永二年（一八四九）の新用水（現川田西土地改良区）等であった。

また、水害を防ぐためには、明治二十三年（一八九〇）水害予防組合が創設された。これより先、明治二十年にはすでに「川田村字東地水防組合」があった。（『東西水害証書綴』明治二十三年には水利組合条例によって水利組合と水害組合が同時に設立されたようだ。

川田東部・川田西部水害組合は正確には次のように呼ばれた。
川田東部：川田村字季那幾部分・字翁喜台幾部分・字建石全部・字川東幾部分
（略して、川田村字季那外三字水害予防組合）

川田西部：川田村字井上幾部分・奥川田幾部分・町幾部分・御饗免幾部分・八幡幾部分・天王原幾部分・村雲幾部分・片岸幾部分

川田川堤防が切れたことについては資料不十分であるが、わかった部分については左のとおりである。

時代	事項
明和年中 (一七五〇～一七七二)	瓶が坪地方は奥田井（川東北方・土井の内）西にあり、明和年中の洪水に川堤切込み、田地川成（川原）となり、崩れ口より数多の瓶出たり、いかなる瓶なりしや地名として唱え来れり。（『感庵名跡誌』）
寛政三年八月二十日 (一七九二)	中の御前あたりが西側へ切れた。拜殿を流失したがこわれず、敷中に北面して立っていた。その後復旧工事中にその付近土中から、大小の土器二枚が出、御遷宮の際に奉納した。（『川田邑名跡誌』）
嘉永二年 (一八四九)	今から一〇〇年くらい前、川東ネブリの下流が東側へされた。（昭和三十三年ころ藤森長三談）
明治初年 (一八七〇ころ)	明治初年ころ、鉄橋の上流で西側へ切れ、一面の河原となり、島から山路（村雲）へ行くのも河原づたいで淋しかった。（『河野藤吉談』）
明治十八年五月七日 (一八八五)	毘沙門（川東北）の堤防が切れた。この堤防の復旧強化には多くの金・人を要したので、当時はこの堤防を金食土手と言った。
昭和十三年 (一九三八)	昭和十三年ころ、鉄橋の上流二〇メートルくらいの所で東側へ切れ、そのために鉄道が山川駅東小鉄橋の所で被害を受け、消防組が徹夜で復旧作業をした。
昭和十九年（西暦）	川田字村雲で西側へ切れた。
昭和三十六年九月 (一九六一)	第二室戸台風の襲来により、川田川・蜚川・字島川が決壊。家屋浸水数百戸。
昭和五十年八月 (一九七五)	台風五号の影響で蜚川・川田川内水氾濫。床上浸水四六戸・床下浸水四一二戸。

（略して、川田村字井上外七字水害予防組合）
次に組合規約の一部を示す。

川田村東・西水害予防組合規約

- 第一章 総則
- 第一条 本組合は東・西水害予防組合と称す
- 第二条 本組合は水害予防のための川田川筋堤防を修築保存するを以て目的とす（以下略）
- 第三条 本組合の区域は旧慣に依り定むること別冊の如し
- 第二章 組合会の組織及び選手
- 第四条 組合会議員の定数は十二人（西水害は十六人） 以下略

なお、この水害組合（水利組合も同様）の管理者は村長であって、会議の時は議長となった。（水害予防組合法第三十三条）これは水利組合が土地改良区になるまで続いた。村長が水利・水害について大きな責任があることを示している。

このころ（明治三十二年）の年間予算書を示す。

東 水 害	西 水 害	備 考
収入額 五二二円	収入額 九八一円	東反別
地価割 一八五円	地価割 三七七円	四六町余
反別割 一八五円	反別割 三七七円	西反別
県補助 一五二円	県補助 二二七円	六四町余
支出額 五二二円	支出額 九八一円	人夫一日
土木費 四二二円	土木費 八四四円	賃金
管理費外 一〇〇円	管理費外 一三七円	二十五銭

堤防の防御・修築に用する経費は、関係区域住民の負担と県補助金により賄われている。

①川田東水害予防組合

この組合は川田川の右岸、すなわち赤間淵から下って鉄道橋のあたりまでの堤防を守ることが任務であった。堤防が暴風雨等で損壊すると、修繕工事を施した。これを当時は「勸農」といった。その方法は不明であるが、目録見書に、「杭出繕・横竈・根杭繕・護岸根柵・筋竈・石垣繕・根堀・蛇竈・詰石・打出杭繕」等の記載がある。また、水害を未然に防ぐため、堤防に竹や柳を植栽してその強化に努めた。現在もその名残りの竹藪が見られる。

②川田西水害予防組合

この組合は川田川の左岸、すなわち奥川田から下って鉄道橋の下あたりまでの堤防及び、岩谷谷・風呂の谷・飴屋谷・時宗谷等の小谷の水害防除を行なった。修繕方法は東水害と同じで、業者に請け負わせるか、組合の直営で行なったようである。

水害予防組合は創立の目的である河川の堤防を防御・修築してその保全に努めてきた。この目的を達するために土地等を持つことが、当初から認められていたようである。

川田東水害予防組合は、明治二十三年に川田村から、翁喜台で一町四反五畝二七歩・川東で五反三畝、計一町九反八畝二七歩の土地を譲り受けている。組合はこの土地から生じる竹を間伐したり、宅地として貸すなどして得た利益を経費にあて、組合員の負担を軽減するよう努めていた。大正十一年ころ現在で三町一反余りの山林宅地を所有し、これを一七名に貸している。また、昭和二十二年現在では、貸地を受ける者一七名・金額にして六五四円ほどを得ている。川田西水害予防組合でも、明治三十九年に字井上の国有林二反八畝を買い受け、県からは官有林七反五畝余りを借り受けている。ま

全・保護に努めてきた。しかし、各河川が国・県の管理下に置かれている現在、もし水害組合の資産ありとすれば、その表裏団体である土地改良区が有利になるよう、各関係機関で計るべきであろう。

組合会議員名簿

- ①川田東水害予防組合（昭和二十三年十月十五日改選・二名）
 - 住友 隆一 原田 源八 南 豊 工藤 薫
 - 住本 正顕 工藤 正也 谷 嘉一 藤森 藤一
 - 工藤 俊一 山本 義雄 美馬 吉平 原田 義一
- ②川田西水害予防組合（昭和二十三年十月十六日改選・一六名）
 - 宮内義次郎 河野 藤吉 原田 義胤 林 新平
 - 早雲角次郎 原田 重八 横田 公男 梅久 明宏
 - 友川房太郎 藤岡 元市 藤田 庄平 横田 桂
 - 堀北兼太郎 安原 安郎 粟飯原鉄之丞

2、吉野川の災害

太古、吉野川は岩津の切戸を北流していた。これは、種穂山と岩津が地続きであったためである。しかし、北岸は土砂の堆積がしだいに多くなって北流をはばんだため、種穂と岩津の間が徐々に浸食されて、ついに現在のように東流した。また、舟戸付近から本流と分流し、瀬津を東へ流れて北島付近で川田川と合流し、湯立から今の鉄道と国道の間を東へ流れ、山瀬付近で蜷川となり、山崎宮北へと東流して三ツ島北の長塚付近で本流と合流していた。

大正の初期まで、京石といって岩津淵の土手に岩石が露出していた。この岩の上で雨乞踊りをしたというから、相当地に大きなものである。水深一〇メートル余り、川幅二〇メートル、千古の謎を秘めたこの淵も、洪水が一度起ればわが町にも大小数知れない被害を与えたものである。山瀬の現証律院（聖天寺）にある図面では、

た、大正九年には字馬場先で三反九畝の寄付を受けている。そして、東水害と同様に、竹林のあるこれらの土地を期限付きで個人に貸したり、宅地として貸したりして所得を上げ、組合運営に活用していた。

しかし、その経費についての県の補助は三分の程度と少額で、組合財産からの所得を投入したうえに、関係区域住民は地価割（後に廃止）・反別割の組合費を納めていた。水害組合費以外に水利組合費も納める農民にとつて、これは二重の負担となり相当苦しいものであった。そのため、全国的規模で、国・県へ水害予防経費負担を願う旨の陳情が行なわれた。そして、これが効を奏したのか、昭和四年から川田川改修は県費負担となった。それに伴って、組合規約第二条は次のように改正された。

第二条 本組合は水害予防のための組合区域内の予防施設並に警備を為すを以て目的となす

このことは順次拡充されて、他の小河川に及んだであろう。昭和二十七年から水害予防組合の記録が全く見あたらない。この年は水利組合が土地改良区と改められた年度にあたる。町内小河川がこの時まで全部県費負担で改修されるようになった事と関連があるように思われる。

水害予防組合法は明治四十一年に公布され、その後七回（最終昭和三十一年九月十五日）改正されている。しかし、わが山川町では水害予防組合の議員選出も昭和二十七年以来行なっておらず、その活動は停止している。ただし、東水害予防組合所有の土地維持等は川田東土地改良区が行なっている。

水利組合と水害組合は表裏一体となって、農産物増産と住民の安

川が南の山すそを流れている。岩戸神社には有名な願穴があり、吉野川が山瀬の南方を流れていたことが証明される。なかでも、山瀬の湯立・瀬詰は川田川・吉野川の合流点に位置し、はなはだしく水害に悩まされた。特に瀬詰では被害がひどく、人々は瀬詰との縁組みを嫌った程であった。家の構造も洪水に備えて、屋根の下の垂木の一部をはずせるようにしてあった。水位は明治四十年（一九〇七）瀬詰八幡神社の床上に浸水したこともある。また、大正元年（一九一二）には山瀬小学校前の吉野川改修記念碑の所で、同碑の土台表面から二・六メートル余りまで浸水したことが、石碑のかたわらの石柱に示されている。この水害を防ぐ手段としては、竹林を設けることが精一杯であったと思われる。湯立から蜷橋までは竹藪つきであったし、吉野川に沿った町の北側はずっと竹林であった。強固な堤防を作ることには住民一同の希望するところであり、種々運動もしたようである。明治四十年の洪水の時には、郷土の政治家芳川頼正伯爵が天皇陛下の侍従とともに視察に来られた。改修工事はその年に起工し、大正十年さらに工事を拡張して、大正十五年（一九二六）竣工した。その工費は一〇〇〇万円であった。川田川が吉野川への流路を変更したことに伴い、山瀬地区は水害の憂いもなく、耕地は安全に守られ、生産も増加し、人々は安心して住むことができるようになった。吉野川の災害について概略を次に示す。

年号	西暦	月	日	事	項
仁和 二年	八八六	八月	二十日	大洪水	
承德 二年	一〇九六	八月	一・二日	大洪水	
元暦 一年	一一八四	八月	十五日	大水	

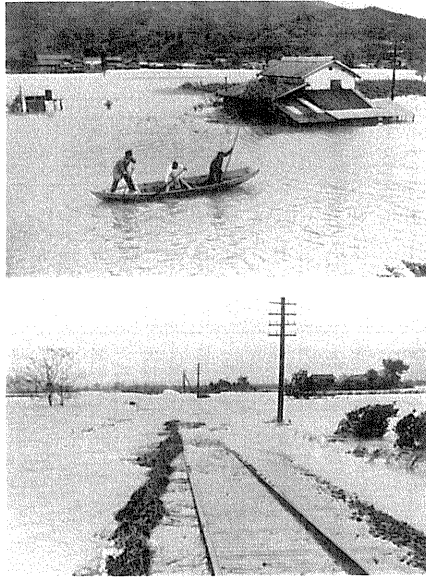
書

②嘉永二年七月の大水は「酉年の大水」といわれ、前代未聞と表現された。大風雨は八日から十一日まで続き、川田の堤防が破られた。

③慶応二年、北島・西川田舟戸間の堤防を破壊し、溺死者数一〇人に及んだ。寅の年であったので、「寅年のあほう水」といった。(川田町史)

④明治五年十月一日、昼ごろから降り出し、二日夜半大水となり、北島の堤防が切れた。慶応二年の大水より大きく、死人一〇〇人余り。明治七年二月から堤防普請をして、旧土手より五尺(一・五メートル)ほど高くなった。(尾上利平記録)

⑤明治十八年、さぎの首(山崎と学との境)が切れた。(蔵本竜平



第2室戸台風による災害状況④⑤

⑥明治三十年九月、節句の日であったので、後々九月の節句には朝食を早く食べた。これを「節句の早飯」と言った。(住友亀石 衛門談)

⑦昭和三十六年九月十六日、台風十八号は室戸に上陸、徳島県東部を通過して阪神から北陸へと抜けた。この超大型台風により、吉野川・岩津の水位は最大七メートルに達し、川田川・蜷川が決壊、北島方面・蜷橋付近は床上・床下浸水にみまわれた。写真のように家々の間を舟が行く光景や水没する線路等もみられた。

三、干 魃

農業を生活の主としていた昔の人々にとって、干魃は大きな災害であったに違いない。慶応二年(一八六六)に八〇日、明治四年(一八七一)に七六日、明治二十七年(一八九四)には一三七日間も雨が降らなかったとの記録がある。(尾上利平蔵書)これらの対策として、われわれの祖先はため池・用水等に非常な努力を払ったものである。わが町に縦横に張り巡らされた用水路を流れる清い水のせせらぎには、祖先の血のにじむ苦労が含まれているのである。まず、ため池の代表として、露谷の池があった。用水には、翁喜台用水・西用水(新用水、枕木用水ともいう)・川俣用水がある。また、川田耕地整理組合・湯立耕地整理組合もある。さらに、雨乞いといって、信仰の力で雨を降らせてもらうことも熱心に行なわれたようである。近年については、科学の発達に伴い、動力ポンプで地下水を採り、田畑にかんがいて、干魃の被害は大いに減った。

1、古文書に見る干害記録

年号	西暦	月 日	期間	事項
寛保 三年	一七四三	二月三日〜四月一日		大干天
明和 五年	一七六八	五月〜八月	一〇〇日	
嘉永 六年	一八五三	夏〜秋	一〇〇日	寅年
安政 元年	一八五四	夏〜秋	八〇日	
慶応 三年	一八六七	夏〜秋	七七日	
明治 四年	一八七一	五月十八日、八月三日		
		七月五日、八月二十八日		
		七月三日、八月二十七日		
		七月十八日、八月二十九日		
		九月十九日		
十二年	一八七九	七月十八日、八月二〇日	六四日	藍苗に困る
十五年	一八八二	三月〜五月三十一日	七二日	
十六年	一八八三	五月二十七日、八月二〇日		
十七年	一八八四	十月より		
十八年	一八八五	一月九日まで		
二十七年	一八九四	三月二十二日、八月十一日	一三七日	安政元年の照り方

2、かんがい施設

(1)露谷の池

妻原にあったが現在なし。享和二年(一八〇二)完成。東西七八・二メートル、南北一〇九メートル、周囲三六四メートル。

(2)翁喜台用水(現在川田東土地改良区)

談

建設 弘化年間(一八四四〜四七)
建設者 長谷川近江(藩士) 勸農方 三木熊兵衛

(3)西用水(川田西土地改良区)

竣工 嘉永二年(一八四九)
発起人 高尾莊十郎
工事監督 三木熊兵衛・原田伊勢八
水利組合設立 明治三十一年(一八九八)

(4)川俣用水(川俣土地改良区)

測量 明治二十九年(一八九六)
竣工 明治三十二年(一八九九)
発案 藤原初太郎・工藤貫一等

(5)川田耕地整理組合(川田耕整土地改良区)

設立 大正三年(一九一四)

(6)湯立耕地整理組合(湯立土地改良区)

設立 大正五年(一九一六)

(第四編産業・経済第二章農業参照)
(第七)雨乞い(雨乞踊り・雨乞い唄)
(第八編文化第四章民俗参照)

四、火 災

昔から、「火事にあうことは、ぬす人にあうよりひどい。皆持って行かれる」と言われて人々は恐れた。「一筆啓上火の用心、おせん泣かすな馬肥やせ」の言葉の通り、「火の用心」は防火のスローガンとながらも、しばしば火災におそわれている。消防組の発達は第四章公安に記載してあるので、ここでは近年の大火及び合併以後の火災

発生状況表を掲げる。

1、高越寺炎上

昭和十四年一月二十八日午後五時ごろ、高越寺で火災が発生した。川田・三山・穴吹の消防組がかけつけたが、高山で水不足のために山門・鐘楼を残して全焼した。幸にして寺宝等は持ち出すことが出来た。全山火の海となり、川田消防組は炊き出しをして延焼を防いだ。

2、山崎の大火

大正十二年三月、山崎神社付近の農家が七戸、汽車の火の粉のために焼けた。この時、破壊消防といって焼けていない家を壊して類焼を防いだ。

3、町内火災発生状況表

邦 暦	西 暦	月 日	発生時間	発生場所
昭和三十一年	一九五六年	二月九日	後四時三十分	字中須賀五棟全焼
三十四年	一九五九年	六月二日	前六時五分	忌部阿波スピン ドル工場(油懸)
三十六年	一九六一一年	四月一日	前十時	向坂山林火災 (南西の風)
		十二月二十八日	後八時三十分	湯立横山製材所、 鉄骨大波スレー ト葺平屋建 工場面積五六〇〇 平方メートル

三十七年	一九六二年	二月一日	後九時十五分	前川横山木材工場 業備製材工場
四十年	一九六五年	一月十一日		住吉建物火災
四十三年	一九六八年	十一月十四日	後八時四十分	湯立マルハチバ チンコセンター
四十五年	一九七〇年	七月三十日		川田安原縫製工 場
四十八年	一九七三年	五月二十六日	後五時十五分	山林火災(南西 の風)
五十二年	一九七七年	十二月十日	前三時五十三分	木造一部二階建
		十二月三日	後三時二十五分	木造瓦葺二階建、 諏訪松田フサノ
		二月十六日	後四時五十三分	西麗町営住宅
		七月六日	前四時三十分	住吉木造平屋建
		十二月四日	前〇時三十五分	建物火災
五十四年	一九七九年	二月九日	後三時四十分	木造瓦葺二階建、 川東尾島清一
		四月十二日	前八時	山林火災
五十六年	一九八一年	一月一日	前〇時四十五分	三島佐藤化学、 鉄骨大波スレー
		二月一日	前八時二十三分	木造二階建 住 吉桑原正
五十七年	一九八二年	二月一日		木造二階建 住 吉桑原正
		二月十六日	後一時	山林火災
		二月十五日	後二時九分	木造瓦葺二階建、 川東美馬成信
五十八年	一九八三年	四月二十四日	後十時二分	三島山瀬タクシ ー、木造瓦葺二 階建

五十九年	一九八四年	一月六日	後九時五十分	宮島建物火災
		四月十二日	後二時	山林火災(南東 の風)迎坂
六十一年	一九八六年	一月五日	前一時三十分	西久保南明石茂 雄、木造瓦葺二 階建

五、飢

飢

飢饉とは、長雨・干魃・風水害・病虫害・冷害などにより、農作物が実らず、食物が欠乏して、人々が飢え苦しむことである。

古代封建社会においては、農耕技術も幼稚なうえに科学知識も乏しいので、天候の不順・病虫害の発生などはしばしば凶作を引き起こした。さらに、交通・運輸機関が十分に整備されておらず、また各藩ともに自領民の逃散・穀類の他領流出を厳禁したので、一度凶作に見舞われると、その地方では激しい食糧不足が起こり、たちまち多くの餓死者を出すのが常であった。

しかし、明治以降になると「凶作はあったが飢饉はない」と言われている。それは江戸時代の国内の封鎖性がなくなり、全国的な流通圏が形成されたために、食糧の入手が比較的容易になったからである。

『徳島県警察史』によると、阿波に関係のある飢饉の最も古い記録は、文武天皇元年(六九七)のもので、「阿波、淡路、讃岐等八国飢える」とある。ついで、大宝二年(七〇二)九月に、「阿波国飢え、使を遣わして存恤せしむ」と、『続日本紀』にある。その後、慶雲元年(七〇四)の長雨、慶雲三年(七〇六)の飢饉、天平五年(七三三)の干害、天平宝字六、七、八年・天平神護元年(七六二)七

六五)の四年間続いた飢饉、延暦九年(七九〇)・同十七年(七九八)・同二十四年(八〇五)・弘仁十四年(八三三)・天長十年(八三三)・承和四年(八三七)・仁平三年(一一五三)・養和元年(一一八一)の飢饉及び干害などが有名である。

中世に入っても、誠に悲惨な状態が多かった。正元元年(一一五九)の大冷害が原因の飢饉は、全国的であったと、『日本国史』にあるので、阿波も例外ではなかったものと思う。正平十八年(一一三六)・応永二十七年(一四二〇)・天正六年(一五七八)の長雨、天正八年(一五八〇)の飢饉と人々を悩ませた。

江戸時代に入っても、飢饉は人々の生活をおびやかした。元和五年(一六一九)から慶応二年(一八六六)までの二五〇年間に、干害・虫害・長雨などによる凶作によって起きた飢饉の主なものだけでも五〇回近くある。なかでも、享保十七年(一七三二)に中国・四国地方と九州一帯に大量発生したウンカが原因の大飢饉はまことにすさまじいもので、近世三大飢饉の一つに数えられている。そして、この飢饉による極端な食糧欠乏のなかで、麦種を枕に餓死した伊予の義農・作兵衛の話は余りにも悲惨な美談である。

さて、天保の飢饉の前年に、二宮尊徳が凶作を予知して、大根・芋などのほか、ひえを作ったのを救ったのは有名な話である。昔から名君と言われた大名は三分の食糧を確保したという。わが町でも昔の人は新米ができては食糧を確保し、味のまずい古米から食べるという用心深さであった。食糧のない苦しさ、それは想像を絶する。第二次世界大戦に戦地に転戦した人や、戦災を受けた人たちは、最もよくその苦しさを知っている。米ぬかの団子や甘藷の羹等を食べたものである。本町での飢饉の記録は見当たらない。ただ、